

## 嶺北地域公共交通協議会設置要綱（案）

平成30年 月 日制定

## （目的）

第1条 嶺北地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域における需要に応じ、将来にわたり安心して利用できる持続可能な公共交通ネットワークを確立するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

## （事業）

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- （1） 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （2） 網形成計画の実施に係る協議に関すること。
- （3） 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するため必要なこと。

## （組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

## （会長及び副会長）

第4条 協議会には、会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、前条の規定に基づき委員となるべき者の中から、これを選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して会議の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## （会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 委員が協議会に出席できない場合は、あらかじめ届け出た者が代理出席することができる。
- 3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第7条 第2条第1項各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

(要綱の変更)

第9条 この要綱を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は協議会で決定する。

附 則

この規約は、平成30年 月 日から施行する。